

青森県果報

第二千七十八号

平成十四年九月二十五日(水曜日)

目次

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………	青少年男女共同・参画課……………	一
家畜伝染病の発生……………	(畜産課)……………	二
保安林の指定予定……………	(林政課)……………	二
漁船保険付保義務の発生……………	(水産振興課)……………	二
公 告……………		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営振興課)……………	二
右 同……………	(同)……………	三
右 同……………	(同)……………	三
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課)……………	四

告 示

青森県告示第四百五十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二七二	書籍	ビデオボーイ 十月号 〇七六七九・一〇	英知出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二七三		エルティーンSpecial キンダイ十月号増刊 〇二八二二・一〇	近代映画社	
二七三		トップ・スピード 十月号 〇六八三七・一〇	サン出版	
二七四		レディースコミック・タブー 十月号 一九六七三・一〇	三和出版	
二七五		COMICポプリクラブ 十月号 一三八六五・一〇	晋遊舎	
二七六		レディースコミック微熱 十月号 〇九六六三・一〇	セブン新社	
二七七		海賊ナンパワウン 十月号 〇二四六一・一〇	竹書房	
二七八		GOKU H 十月号 〇三七九七・一〇	パウハウス	
二七九		ドクターピカソ 十月号 〇六六三五・一〇		
二七〇		コミックまあるまん 十月号 一三七〇一・一〇	ぶんか社	
二七二		ミステリーレディース 十月号 〇八五〇九・一〇	マガジンマガジン	
二七三		マガジン・ウォー 十月号 〇八三九七・一〇	マガジンマガジン	

二七三	THE POWERFUL ケイタイバンドイツツノ一月号	ミリオ出版
二七四	アクシオンカメラJr 九月号増刊 〇一四五六・九	ワニマガジン社
二七五	アクシオンカメラ 十月号 〇一四五五・一〇	

青森県告示第四百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

ヨ一ネ病	家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発 生 日 月 年
		牛	患畜	一	下北郡東通村	平 成 一 四 ・ 九 ・ 九

青森県告示第四百五十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
東津軽郡三厩村大字宇鉄字家ノ上三九の一、字流平三〇の一
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百五十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名 称
東津軽郡平館村大字根岸字小川二七番地 前 田 廣 臣	平 館
東津軽郡平館村大字根岸字小川八五番地三 木 浪 昭	
東津軽郡平館村大字石崎字弥蔵釜六九番地一 小 鹿 三左エ門	

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市大字荒川字成瀬五八の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

当該店舗には周辺地域からかなりの自動車による来店客が予想されることから、

周辺道路の交通渋滞や来店客等の交通安全に対する十分な配慮が必要です。

店舗北側の出入口は交差点に非常に近いため、来店車両の出入庫の際に他の交通への妨げとなる等の交通問題が懸念されます。

したがって、店舗北側からの出入の方法（特に右折）については、関係機関と協議し、出入口の位置を変更するか、左折専用にする等検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三内ショッピングセンター

青森市大字三内字稲元二二〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

当該店舗には周辺地域からかなりの自動車による来店客があり、周辺道路の交通渋滞や来店客等の交通安全に対する十分な配慮が必要です。

出入口 及び出口 は交差点と近接しており、来店車両の出入庫の際に他の交通への妨げとなる等の交通問題が懸念されます。

したがって、関係機関と協議し、出入口の数及び位置を再検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十四年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年九月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野五六の一八	南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林一 小野鐵雄
南津軽郡田舎館村大字十二川原字鱸沼一八三の三及び一八三の五	南津軽郡田舎館村大字十二川原字鱸沼一八三の三 樋口まち子

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭